

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和3年2月19日

奈良春日野国際フォーラム館長 福井 祥文

第1 競争入札に付する事項

1 委託業務名

令和3年度奈良春日野国際フォーラム貸館・受付等業務委託

2 履行場所

奈良市春日野町101他 奈良春日野国際フォーラム建物（本館・別館）及び敷地内

3 契約期間

令和3年3月25日から令和4年3月31日まで

なお、令和3年度歳入歳出予算において、当該予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除できるものとします。

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 引継期間

令和3年3月25日から同月31日までは、現行の貸館・受付等業務受託業者からの引継期間とします。本件入札の落札者は、令和3年4月1日以降の業務履行に支障のないようにすること。引継ぎに要する費用は、本件入札落札者の負担とします。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、奈良春日野国際フォーラム入札事務担当者による入札参加資格の確認を受けた者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書等の提出期限において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）に該当しない者であること。
- (7) 奈良県に対し県税に滞納がない者であること。
- (8) 奈良県における「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加資格者で、アからウの営業種目全てに登録されている者
 - ア 営業種目区分「Q1建物管理の⑩警備・受付等」
 - イ 営業種目区分「Q5広告・イベント業務の①広告・イベント業務」
 - ウ 営業種目区分「Q7諸サービスの⑥人材派遣又は⑫舞台設営」
- (9) 履行実績
公告日現在、直近の5年間（平成28年4月1日以降の期間（令和3年3月31日までの未履行期間

を含む。))において、事業規模500席以上の客席及び10室以上の貸室を有する文化施設等の貸館業務を12ヶ月以上継続し、当該契約施設において国際会議(※)の貸館業務を複数件履行した実績を有する者

※国際会議とは、国際機関・国際団体(各国支部を含む)又は国内機関・国内団体(民間企業以外)が主催した会議で参加人数50人以上、参加国数3カ国以上、開催期間1日以上であるものをいう。

- (10) プライバシーマーク(JIS Q 15001 準拠) 認証取得事業者又はISMS(ISO/IEC27001/JIS Q 27001 準拠) 認証取得事業者であること。ただし、直近の5年間(平成28年4月1日以降の期間(令和3年3月31日までの未履行期間を含む。))において本委託業務を契約締結し誠実に履行した者にあつては、個人情報安全管理のためのマネジメントシステム等を構築している者でも可とします。

第3 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び競争入札参加資格確認書類等を下記(1)の期間中に提出し、事前に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。また、入札参加者は、入札日の前日までの間において、入札事務担当者から提出書類等に関する説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争入札参加資格のない者は本入札に参加することはできません。

- (1) 提出期間 令和3年2月19日(金)から同年3月9日(火)まで
2月22日(月)、3月1日(月)、3月8日(月)を除く午前9時から午後5時まで
(提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、下記(2)の調整期日までに再提出を行ってください。)
- (2) 調整期日 令和3年3月11日(木)午後5時まで
- (3) 提出場所 第4(1)に示す場所
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 持参
- (6) 競争入札参加資格確認書類
- ア 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(別紙様式1)
 - イ 入札公告第2(7)を確認することができる3か月以内に発行された納税証明書の写し
 - ウ 入札公告第2(8)が確認できる直近の入札参加資格審査結果通知書の写し
 - エ 入札公告第2(8)が確認できる物品購入等競争入札参加資格申請書(奈良県知事あて 第1号様式)及び申請書に添付した第6号様式(営業概要書)の写し。なお、契約締結等の権限委譲で第4号様式(委任状)の添付がある場合はその写し。
 - オ 申請書等に押印された印章を照合することができる物品購入等競争入札参加資格申請書(奈良県知事あて)に添付した第2号様式(使用印鑑届)の写し
 - カ 入札公告第2(9)の貸館業務の履行実績が確認できる契約履行証明書(様式2-1)又は履行実績物件の契約書の写し、及び対象となる文化施設等の貸館に係る事業規模(500席以上の客席及び10室以上の貸室を有する)が確認できる書類
 - キ 入札公告第2(9)の国際会議の貸館業務履行実績を複数有することを確認できる履行実績証明書(様式2-2)。なお、奈良春日野国際フォーラムにおける履行実績については提出を要しない。
 - ク 入札公告第2(10)を確認できるプライバシーマーク(JIS Q 15001 準拠)登録証又はISMS(ISO/IEC27001/JIS Q 27001 準拠)登録証の写し
入札公告第2(10)のただし書きの場合は、個人情報安全管理のためのマネジメントシステム等の構築を確認できる次に掲げる内容が規定された部分の社内規定等の写し
 - (ア) 個人情報管理に関する組織体制、管理者の権限と責任、取り組む体制
 - (イ) 個人情報の管理方法、利用手順などのルール
 - (ウ) 個人情報保護に関する意識の向上、モラルの維持、安全管理に関する知識の習得などの研修・教育方法
 - (エ) ルール等の運用の監視方法
 - ケ 会社概要(パンフレット等会社概要が記載されているもの)
- (7) 入札参加資格の可否
令和3年3月12日(金)にFAXにより通知します。

(8) その他

- ア 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- イ 提出された書類は、競争入札資格の確認に使用する以外は無断で他の資料として使用しません。
- ウ 提出された書類は返却しません。

第4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒630-8212 奈良市春日野町101
奈良春日野国際フォーラム 総務課 総務事業サービス係 (本館1階事務室)
電話 0742-27-2630
FAX 0742-27-2634

(2) 入札説明書及び仕様書の配布

ア 期間

令和3年2月19日(金)から同年3月9日(火)まで
2月22日(月)、3月1日(月)、3月8日(月)を除く午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)に同じです。

(3) 仕様書等に関する質問 (FAX送付後に確認の電話連絡をしてください。)

ア 提出期限

令和3年2月26日(金)午後5時まで

イ 提出先

(1)に同じです。

(4) 質問に対する回答閲覧

ア 期間

令和3年3月4日(木)から同月18日(木)まで
3月8日(月)、3月15日(月)を除く午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)に同じです。なお、奈良春日野国際フォーラムホームページ上にも掲載します。

(5) 入開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年3月18日(木)午後1時30分

イ 場所 奈良市春日野町101

奈良春日野国際フォーラム 本館2階 会議室3

(6) 入札方法等に関する事項

入札者は、所定の入札書を作成し、封緘をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

ア 入札

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更、又は取り消すことはできません。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第11条第2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

エ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号に該当する場合は免除します。

オ 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

第5 契約の解除等

- 1 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったとき、入札参加停止を受けたとき、又は下記2（7）アからクの各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しません。
- 2 契約締結後、契約の相手方（以下「契約者」といいます。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。
 - （1）契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
 - （2）契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - （3）契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - （4）契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
 - （5）契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - （6）契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - （7）契約者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 本契約に係る下請け契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - （8）発注者は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を解除することができるものとします。

第6 契約に係る損害賠償

- （1）発注者が第5の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとします。
- （2）上記（1）の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければなりません。
- （3）契約者が第5の2（1）に該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければなりません。ただし、県に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限り

ではありません。

第7 入札の中止

- (1) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (2) 入札者に連合の疑い、あるいは不正不穩行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。この場合は、損害賠償義務が生じます。
- (3) 上記(1)・(2)の場合における損害は、入札者の負担とします。

第8 権利義務の譲渡禁止

受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又はその業務の全部を請け負わせることはできません。

第9 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要します。
- (3) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。